

春秋航空オーバーブッキング公示説明

より多くの旅客の旅行需要に対応し、一部の旅客の直前の旅行取消により発生する座席の空席ロスを減らすため、春秋航空は一部のフライトにおいて適切な範囲でオーバーブッキングを実施する。春秋航空は、航空路線、運航ダイヤ、時間帯、機材、接続便などの状況を十分に考慮し、オーバーブッキング比率を合理的に管理して、オーバーブッキングによる旅客への搭乗拒否の発生を最大限に避ける。

オーバーブッキングにより一部の旅客が当初予定していたフライトに搭乗できない場合、春秋航空は自発的に搭乗を辞退する旅客を募集し、協議基準に従い補償とサービスを提供する。十分な人数の自発的辞退者が集まらない場合、優先搭乗規則に適合する旅客を除き、春秋航空はチェックイン手続きの先着順に基づき、後から到着した一部の旅客の搭乗を拒否する。希望があれば、春秋航空は旅客へ、オーバーブッキングにより搭乗を辞退したことの証明を発行することができる。

自主希望者募集プロセスおよび優先搭乗規則

フライトにオーバーブッキングが発生した場合、当社はフライトの離陸前に、電話、ショートメッセージ、現場での問合せなどの形式でオーバーブッキングの情報を発表し、自主的に行程を放棄する旅客を募集して、行程の自主放棄の条件について旅客と協議する。

優先搭乗規則：

- (1) 国の緊急公務で旅行する旅客、およびその随行者。
- (2) 人体の提供臓器を携帯する臓器調達組織の職員。
- (3) 春秋航空が同意し事前に手配を行った、特殊サービスを必要とする旅客（高齢者、幼児、病人、障害者、妊婦、機内にペットを同伴する旅客、成人の同伴者のいない児童）およびその必要な同伴者、および 12 歳以上 18 歳未満の単独で搭乗する未成年者の旅客。
- (4) 緊急の医療受診、重篤な患者の付き添い、その他の生命・健康に関わる緊急の移動ニーズを有する旅客。
- (5) 有効な身分証明書を保有する現役の軍人、警察官、消防救援人員。
- (6) 乗り継ぎ時間が短い乗り継ぎ便の座席を予約している旅客。
- (7) 団体旅客。
- (8) その他の緊急の旅行を必要とする事実を証明できる旅客（例：ビザの期限が迫っているなど）。

オーバーブッキングの賠償及びチケット変更・払い戻し基準

1.オーバーブッキングにより、予定していたフライトに搭乗できない旅客に対し、春秋航空は下記の方法で賠償する。

払い戻しの賠償：払い戻し手数料を免除する上、200 元の賠償を提供する。

変更の賠償：変更後のフライトの待ち時間に基づき、一定の形式の経済的賠償を行い、具体的な賠償の細則は以下の通り。

- (1) フライト変更後の出発時刻の遅延が 2 時間未満： 200 元を賠償する。
- (2) フライト変更後の出発時刻の遅延が 2 時間以上 4 時間未満： 400 元を賠償する。
- (3) フライト変更後の出発時刻の遅延が 4 時間以上： 600 元を賠償する。

2. 旅客がチケットの払い戻しを選択した場合、非自主払い戻しとして取り扱い、払い戻し手数料が免除される。旅客が春秋航空の以降の便への変更を選択した場合、非自主変更として取り扱い、変更手数料が免除される。
3. 春秋航空に以降のフライトがない、または以降のフライトの出発予定時刻が当初予約していた便の出発予定時刻より 3 時間以上遅い、もしくは旅客が春秋航空の以降のフライトへの変更に同意しない場合、旅客の同意を得て、旅客の購入したその他の運送請負人の当日のフライトのエコノミークラスの範囲内でのチケット費用を春秋航空が負担し、規則に従い遅延賠償を行う。エコノミークラスの範囲を超える費用については、旅客が自ら負担する。旅客が前記の手配を受け入れた場合、当初の春秋航空航空券の運賃について、旅客への払い戻しを行わない。
4. 乗り継ぎの旅客でオーバーブッキングがある場合、上述の規定に従いオーバーブッキングの予約区間に対し、現金で賠償を行う。その後の乗り継ぎ区間については、旅客の行程に応じて、旅客のために無料で払い戻し、変更サービスを提供することができる。
5. 旅客が空港へ到着後にオーバーブッキングの通知を受け、旅客が以降のフライトへの変更またはその他の運送請負人のフライトへの変更を選択し、かつ変更後のフライトの出発時刻が元のフライトの予定出発時刻より 4 時間以上遅れた場合、旅客のために宿泊先を無料で提供することができる。現地で宿泊サービスを提供できない場合、最高 200 元の宿泊費宿泊手当を提供することができる。
6. オーバーブッキングによる搭乗拒否について、現地の法律法規に別途規定がある場合、当該法律法規を遵守し実施する。

2026 年 7 月 1 日